

## 議案第 8 3 号

### 久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

第24条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。